

別 紙

執 行 抗 告 状

抗 告 の 趣 旨

原決定を取り消し、債務者の有する差押債権目録記載の債権を差し押さえ、申立費用を債務者の負担とする裁判を求める。

抗 告 の 理 由

民事執行規則 133 条 2 項によって債権差押の際に要求されているのは、「債権を特定するに足りる事項」にすぎず、支店を唯一に特定することは要求されていない。

従来は、「債権特定のために支店の記載が必要」との取扱がなされていたが、今回の申立人の申立のように支店番号によって順位的に特定すれば、債権特定としては完全であるから、その場合は支店の記載は不要となるはずである。

にもかかわらず、原裁判所は、本年 2 月 2 日の差押債権目録の訂正（債権要件充足）から 1 カ月も経過した末に、「支店を唯一に特定しなければならない」として却下裁判をした。

上記は、法律・規則に要求されてもいない要件を課し、かつ、判例にも、常識にも反する違法な裁判である。

以下、詳細に理由を述べる。

1 ≪第 1 の問題点＝判例違反≫

判例は、支店を唯一に特定しないで本店のみを記載し、本店に送達された差押命令も有効としている。

（東京控訴院昭和 9 年 11 月 30 日判決、法律新聞 3806 号 13 頁）

支店を唯一に特定しない差押命令が有効であるならば、そのような申立も当然有効のはずである。

原裁判は、上記判例に触れていないので、上記判例を看過したのではないかと思われる。

なお、上記判決がなされた当時においては、現在のようにコンピューターがないのは勿論、電話すらも十分に普及していなかったのであるから、現代とは全く異なり、支店を唯一に特定しない債権差押による第三債務者の不利益は大きかったであろう。

それでもなお、支店を特定しない差押命令も有効とされたのである。

昭和9年に適法とされたものが、コンピューターが十分に発達して、支店を唯一に特定しない債権差押をしても金融機関に何らの不利益もなくなった現代社会において不適法とされるのは、極めて不合理なことである。

2 《第2の問題点＝事実誤認・現状認識の不合理》

現在、金融機関においては、コンピューターによる預金管理が発達しており、従ってどこ支店に誰の預金があるかを容易に把握できるようになっている。これは社会常識であるにもかかわらず、原裁判は、「中小金融機関の中にはそうでないものもありうる」と言い、「1つでもそのような金融機関があれば、明らかにそのような能力を有する金融機関に対してまでも差押は認めない」とした。

しかし、疏甲1号証の発言にも明らかなように、代表的な金融機関である第一勧業銀行の担当者は、「問題ない」と言っているのである。

それでもなお裁判所が「中小金融機関の中には預金状況把握能力のないものもありうる」と言うことを問題とするのならば、申立人は、後述するように、大蔵省銀行局に対する参考人審尋により、コンピューターによる預金管理がなされておらず、全店舗において、誰の預金があるかを短時間で把握する能力を有していない金融機関が存在するかどうかを明らかにしていただきたいと考える。

3 《第3の問題点＝一般企業が第三債務者である場合との不均衡》

多数の支店がある企業は何も金融機関に限った事ではない。

大企業においては、下手な中小金融機関よりは遥かに多数の支店を有

する企業がいくらかもある。

ところが、企業に対する売り掛け債権の差押命令が申請された場合には、取引した支店の特定が全く要求されない扱いになっている。

どんなに支店の多い大企業でも、支店の特定は要求されていないのである。

一般企業に比して銀行だけが特別扱いされるようなことが許されてよいのであろうか。

しかも、金融機関の場合にはコンピューターによる預金管理を行っていない金融機関は恐らく存在しないと思われるのであるが、逆に一般企業の場合には、買掛金債務等についてコンピューター管理を行っていない（ゆえに何処の支店に誰に対する買掛金がどれだけあるかを即時に把握することができず、売掛金差押が原裁判のいう「重大な負担」となるはずの）企業は極めて多数存在する。

にもかかわらず、売掛金債権差押に際しては企業規模の大小を問わず支店の特定が要求されていないのである。

であってみれば、金融機関の預金差押だけに支店特定を要求すると言うのは、もはや不合理を通り越した違法な取り扱いと言わなければならないのではなかろうか。

一般企業に対してはこれまでも既に「重大な負担」をかけ続けて来ているのである。

今なぜ、金融機関に対してだけ「重大な負担とならないか」を問題にするのであろうか。

この点に関して、原裁判は、単に「金融機関の有する店舗の数や取引の数は一般の企業とは比較にならないほど多い」と言うに、すぎない。

しかし、原裁判が問題とする預金状況把握能力のない金融機関は、仮にあったとしてもごく一部の中小金融機関に限られる。

ところが、一般企業の場合には、上記のような中小金融機関よりずっと

と多くの支店を有する大企業の場合でも、支店特定が全く要求されていないのである。

極めて不合理な結論である。

金融機関と言うだけの理由で、一般企業との差別的取扱がなされているものと言わざるを得ないのではないだろうか。

なお、今後は金融機関に対しても順位による特定を認める取扱をするのであれば、「これまでは預金債権差押申立の際に順位によって特定することがなされていなかったから、支店特定を要求していたにすぎない。ゆえに、金融機関と一般企業を差別していたわけではない」と説明することが可能である。

しかし、順位による特定を認めないとすれば、そのようなことは言えず、これまでの扱いが違法な差別的取扱だったことが明白になってしまうのではなかろうか。

4 ≪第4の問題点＝支店を少数に限定した場合との不均衡≫

原裁判は、預金状況把握能力の有無を問題とした上で「金融機関の有する店舗の数や取引の数は一般の企業とは比較にならないほど多い」から、預金状況把握能力がない金融機関の場合を考えると問題だと言う。

それでは、例えば支店を2支店に限定した差押命令申立だったらどうなるのか。

原裁判の論理に従えば、この場合は明らかに適法とせざるを得ないはずである。たった2つの支店であれば、コンピューター管理がされていなかったとしても、原裁判が問題にすることは全て可能だからである。

3支店だったらどうか。これも同じであろう。従業員2人でそれぞれ残りの2支店に電話連絡すれば良いからである。

では、一体いくつの支店まで限定すれば適法とされるのか。

前述のように、一般企業の場合には支店を特定しない申立が全て適法とされているのであるから、論理的には「一般企業」の有する程度の数

の支店数まで限定すればよい事とならざるを得ない。

しかも、一般企業の場合には預金債権差押の場合とは全く逆で、どんなに支店の多い大企業の場合でも支店特定が不要とされているのであるから、その許容される限度の支店数は少なくとも 20~30 の程度まで限定すれば許される事とならざるを得ないはずである。

であれば、上記のような申立は認めざるを得ないはずであるが、一体どこに線を引くというのだろうか。

以上のように考えると、原決定の論理は破綻していると言わざるを得ないのではないだろうか。

5 ≪民法 478 条（債権の準占有者への弁済）による保護を看過していること≫

原裁判は、支店を唯一に特定しない債権差押を認めると預金状況把握能力がない中小金融機関にとって過大な負担を課すことになる、と言う。

しかし、仮に万が一、コンピューターによる預金管理がなされていない金融機関が存在したとしても、ある支店が債務者に弁済してしまった場合には、最終的に民法 478 条（債権の準占有者への弁済）による保護があるのだから、金融機関にとっては特段の不利益は存在しないはずである。

そもそも、第 1 で述べたように、コンピューターがない時代において東京控訴院のような判決がなされたのも、その判例に対して学説が異を唱えていないのも、まさしくこの民法 478 条（債権の準占有者への弁済）による保護があるからなのである。

そして、第 3 で述べたように一般企業が第三債務者である場合には支店を特定することが要求されていないのも、そしてそれで何の問題も起きていないのも、結局は民法 478 条によって保護されるからなのである。

原判決の論理を見ると、この制度の存在を忘れてしまっているように思えてならない。民法 478 条による保護がある限り、原裁判が懸念するような金融機関が仮にあったとしても、その保護は十分に尽くされているのである。

6 ≪第 6 の問題点＝全ての金融機関に預金状況把握能力がない限り、明らかに預金状況把握能力を有するような金融機関に対しても、差押を許さないと言っていること≫

原裁判は、「問題なのは、本件の第三債務者がこのような（抗告人注・全ての店舗における預金状況を把握する）作業をする能力を有するかどうかではなく、およそ一般に金融機関というものがそのような能力を有するかどうかだ」と言う。

そして、全ての金融機関がそのような能力を有することが立証されない限り、支店を順位によって特定する方法での債権差押は一切認めないと言うのである。

1 つでもそのような能力のない金融機関があれば、本件第三債務者のように明らかに預金状況把握能力を有するような金融機関に対しても、差押を許さないと言うのである。

本件のような、誰が見ても明らかに預金状況把握能力を有する金融機関の場合（したがって、どう考えても完全に債権が特定されている差押申立）においても、全て一律に差押を許さないと言うのである。

原裁判は、上記のような非常識な結論を導く理由として「執行実務においては一般的・定型的な処理をせざるを得ないからである」と言う。

しかし、一体いかなる法的根拠をもってそのような事をいうのだろうか。

債権特定の有無にせよ、占有の認定にせよ、何にせよ、執行機関は本来は個別具体的に要件の充足を判断するはずではなかろうか。

何も、預金債権差押命令申立のたびごとにそれを確認する必要が生じ

るわけではない。いったん「問題なし」と判明した金融機関については、以後事実上問題がなくなるのである。

さらに、金融機関には、長期信用銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合など、多くの種類がある。これらは、種類ごとに適用される業法も異なるのであり、その業務範囲も規模も異なっている。

原裁判のように、「全ての金融機関に預金状況把握能力があることの立証がない限り、順位によって支店を特定する預金債権差押は一切禁止する」という態度は、あらゆる金融機関を同一に扱っている点でも誤っている。

仮に金融機関全体の預金管理能力を問題とするとしても、少なくとも、長期信用銀行ではどうか、都市銀行ではどうか、と言うように、グループごとに分けて考えるべきである。

7 <第7の問題点＝裁判所の審尋権を無視していること>

原裁判は、一般に金融機関が全ての店舗における預金状況を把握する作業をする能力を有することを、申立人が立証しなければならない、と言う。

しかし、上記見解は不合理である。

債権差押においては、民事執行法145条2項により第三債務者に対する審尋は禁止されているが、同法5条による「利害関係を有する者その他の参考人」に対する審尋まで禁止されているわけではない。

従って、執行裁判所には、大蔵省銀行局・財務局その他の参考人に対する審尋が可能である。

上記の監督官庁は全ての金融機関を監督下においており、各金融機関におけるコンピューターの導入状況、これによる預金管理の状況を把握している。

必要があれば、これらの監督官庁を参考人として審尋することによ

り、適宜、当該第三債務者の預金管理能力を判断することが可能なのである。

上記のような措置を取るものでなければ、本件のような、誰が見ても明らかに預金状況把握能力を有する金融機関の場合（したがって、どう考えても完全に債権が特定されている差押申立）においても、全て一律に差押が許されなくなってしまう。

上記のような参考人審尋をすることが裁判所に過大な負担になるわけではない。参考人に審尋書を送るだけのことであって、大した手間ではない。（しかも、いったん「問題なし」と回答した金融機関については、以後事実上審尋の必要がなくなる。）

このような審尋すらもせずに、「全ての金融機関に預金状況把握能力があることの立証がない」として一方的に一切の預金債権差押を禁止するというのは、余りに無体なことではないだろうか。

8 ≪第8の問題点＝却下裁判までの期間の不当な長さ≫

民事執行規則 11 条 2 項は、執行官は 1 週間以内に執行に着手すべき旨を規定している。

また、民事執行法 20 条により準用される民事訴訟法 190 条 1 項は、口頭弁論終結から 2 週間以内に判決を言い渡すべきことを規定している。

とすれば、債権差押命令申請事件においては申立要件充足から 1 週間か、遅くとも 2 週間以内に裁判をなすべき事となるのではなかろうか。（債権差押命令申請事件において口頭弁論がなされることは、債務者・第三債務者の審尋が禁止されている趣旨からしても、ありえないことから。）

本件は、本年 2 月 2 日の差押債権目録の訂正から 1 カ月以上も経過した後になって、突然却下決定を送達してきた。

その間、申立人に何らかの立証を促す等の措置を取っていて申立人が

これに応じなかったならばともかく、そのような事をした訳ではないのである。

9 ≪第9の問題点＝申立人に立証を促すこともなく「立証がない」として却下裁判をしたこと≫

原裁判は、一般に金融機関が全ての店舗における預金状況を把握する作業をする能力を有することを、申立人が立証しなければならない、と言う。

「申立人が立証すべきである」と言うのみならず「立証が不十分だから却下する」と言う以上は、立証不十分と判断した段階で申立人に立証を促すべきであろう。

しかし、原裁判所は、申立人に対して、上記の点についての立証を促すことを、全く行っていない。

審尋書は送達されてきたが、これには「預金管理能力のない金融機関がある場合、その金融機関にとって不当に重い負担を課すのではないか。この点につき意見があったら述べられたい」と記載されているのみであった。

申立人がこれに対して意見を述べたところ、その後却下裁判がなされるまで3週間にわたって音沙汰はなく、上記のような点を債権特定に不可欠と最終的に裁判所が判断した事の示唆もなければ、それについて立証を促す事もなかった。

しかも、原裁判所は、上記のように1カ月以上もの間にわたって判断しなかった揚げ句に、申立人に対して何らの立証も促す事なく、突如として却下裁判を送達して来たのである。

申立の直後にこのような却下裁判がなされるのであれば、立証を促すことがなくてもやむをえないかも知れない。

しかし、1カ月以上もの間判断を留保した末にこのような裁判をいきなりするのは、余りに不当ではなからうか。